

性被害調査をめぐる諸問題

—質問紙調査に寄せられた自由記述をもとに—

法経学部教授 小西吉呂

要 約

性被害調査の自由記入欄に寄せられた内容を検討し、調査に求められる今後の課題や性被害の実情などについて考察した。調査の課題としては、より一層プライバシーの保護に配慮するとともに調査の侵襲性を最小限にとどめるための工夫が必要になると思われる。また、性被害に対する男女の認識差も明らかになった。女性では性犯罪への厳しい視点が示されたの対して、男性では「強姦神話」が根深く浸透しており、性被害実態の正しい理解を阻む形となっていた。

キーワード：大学生、性被害、質問紙、自由記述、強姦神話、被害者支援

I はじめに

本稿は、性被害実態の解明を主な目的として実施した質問紙調査の結果⁽¹⁾から、自由記入欄に寄せられた内容を詳しく取り上げて検討しようとするものである。

性被害に関わる調査⁽²⁾は、方法や目的のいかんに関わらず、デリケートな性質が内在することから、その実施にあたっては細心の注意が必要である。この点において、自由記入欄には、これら性被害調査に求められる課題が率直に記述されており、今後に向けて数多くの示唆を与えてくれた。

また、自由記入欄には、性被害の実情を生々しく伝える記述や性被害問題の解決策を提案する記述など、非常に有益かつ示唆に富む内容も数多くみられた。

本稿では、これらの記述をもとに、性被害問題に若干の考察を加えるものである。

II 調査の概要

1. 調査対象

沖縄県内の大学および短期大学に在籍する18歳から24歳までの学生1,106人を対象に調査を行い、この中から、表1のとおり、有効回答の得られた1,072人を分析対象とした。大学生を対象とした理由は、この年代が性被害の「好発」時期ともされており、性被害の実態が反映されやすく、また、性被害に対する関心も高いと考えられたからである。

他方で、性被害は女性に多くみられることから、多数の女子学生が登録している講義を中心に調査を実施した。その結果、対象者の性別は、男性271人（平均年齢20.9±1.9歳）、女性801人（平均年齢20.3±1.9歳）となった。

表1 分析対象者の年齢別割合

—	男性 (人)	%	女性 (人)	%
18 歳	6	2.2	31	3.9
19 歳	37	13.7	160	20.0
20 歳	96	35.4	369	46.1
21 歳	75	27.7	139	17.4
22 歳	39	14.4	72	9.0
23 歳	14	5.2	21	2.6
24 歳	4	1.5	9	1.1
合計	271	100.0	801	100.0

対象者の婚姻状況および家族構成は、表2のとおり、既婚11人、未婚1,046人、不明15人であり、離別、死別は皆無であった。また、一人暮らしが266人、親と同居が715人、その他が77人、不明が14人であった。

表2 分析対象者の婚姻および家族構成 (人)

—	未婚	既婚	離別	不明	死別	一人暮らし	親と同居	その他	不明
男性	264	3	0	4	0	94	152	18	7
女性	782	8	0	11	0	172	563	59	7
合計	1046	11	0	15	0	266	715	77	14

2. 調査方法および調査内容

無記名自記式の質問紙を用いた調査を、1999年10月から11月にかけて実施した。

各大学・短期大学における質問紙の配布・記入は、それぞれの講義を担当している教員の協力を得て、その講義時間に行われた。記入済みの質問紙は、封筒に入れて回収・封緘された。

すでに触れたとおり、性被害調査は非常にデリケートな性格の調査であることから、被調査者のプライバシー保護のために細心の注意を払うなど、調査の侵襲性を最小限にとどめるよう配慮しなければならない。そこで、本調査では、①調査研究の趣旨や倫理的配慮について事細かに質問紙に記載し、②質問紙を無記名としながらも、調査結果の還元を希望する人や調査の趣旨を理解して再調査に協力できる人、さらには性被害について専門家（医師）に相談したい人のために、連絡先を明記したメモを質問紙に挿入した。

質問紙の内容および構成は、以下のとおりである。

- 1) フェイスシート：基本的属性（性別、年齢、婚姻状況、家族構成）
- 2) 一般健康調査質問票30項目版（GHQ-30）
- 3) 性被害の実態に関する質問（性被害経験の有無・種類・回数・時期・場所、加害者の特定、警察への通報の有無とその理由、第三者からの援助の有無・種類、最も傷ついた性被害経験時の感情の種類と強さ、その他）
- 4) 出来事インパクト尺度改訂版（IES-R）
- 5) ライフイベントおよび悩み・心配事に関する質問

6) Rosenbergの自尊心尺度

7) 自由記入欄

解析の手順としては、まず全体の傾向を明らかにするために設問別の単純集計を行った。ついで性被害経験の有無と最も傷ついた性被害経験の種類を男女別に、性被害経験の種類を男女別・被害回数別・被害時期別・被害場所別・加害者別に、そして、求められる援助の内容を男女別・性被害の有無別に、それぞれクロス集計を行った。また、性被害経験の有無における男女差については、 χ^2 検定を実施した。さらに、一般健康調査質問票30項目版、出来事インパクト尺度改訂版、Rosenbergの自尊心尺度について、性被害の有無や種類別に平均値と標準偏差を示し、これらの平均値の差についてt検定を実施した。

3. 性被害経験の有無とその種類についての調査 結果

性被害経験の有無については、表3のとおり、女性が801人中569人(71.0%)、男性が271人中65人(24.0%)であり、女性の被害率が男性に比較して有意に高かった ($p < 0.001$)。

表3 性被害経験の有無

—	男性 (%)	女性 (%)	合計
性被害経験あり	65(24.0)	569(71.0)	634
性被害経験なし	206(76.0)	232(29.0)	438
合計	271(100)	801(100)	1072

$\chi^2 : p < 0.001$

つぎに、経験した性被害の種類については、図1のとおりであった。すなわち、「言葉で性的いやがらせを受けたこと(「ベチャパイ」「ポイン」などとからかわれたり、性的な話題を強要されたりしたこと)がある」(以下「言葉による性的いやがらせ」)が女性801人中235人(29.3%)、男性271人中13人(4.8%)、以下同様に「性器をわざと見せられたことがある」(以下「性器の露出」)が女性801人中349人(43.6%)、男性271人中20人(7.4%)、「無理やりお尻、胸、背中などからだをさわられたことがある」(以下、「無理やりの身体接触」)が女性801人中288人(36.0%)、男性271人中9人(3.3%)、「無理やり抱きつかれたことがある」(以下「無理やりの抱きつき」)が女性801人中112人(14.0%)、男性271人中12人(4.4%)、「無理やりキスをされたことがある」(以下「無理やりのキス」)が女性801人中91人(11.4%)、男性271人中13人(4.8%)、「無理やり性器をさわられたことがある」(以下「無理やりの性器接触」)が女性801人中59人(7.4%)、男性271人中9人(3.3%)、「したくないのに性交されそうになったことがある」(以下「レイプ未遂」)が女性801人中65人(8.1%)、男性271人中3人(1.1%)、「したくないのに性交されたことがある」(以下「レイプ」)が女性801人中26人(3.2%)、男性271人中1人(0.4%)、「同性愛を強要されたことがある」(以下「同性愛の強要」)が女性801人中16人(2.0%)、男性271人中3人(1.1%)、であった。すべての性被害について、女性の被害率が男性に比較して高かった。また、女性では複数回答が多いことから、1人で複数の性被害を経験している場合も少なくないことが明らかになった。

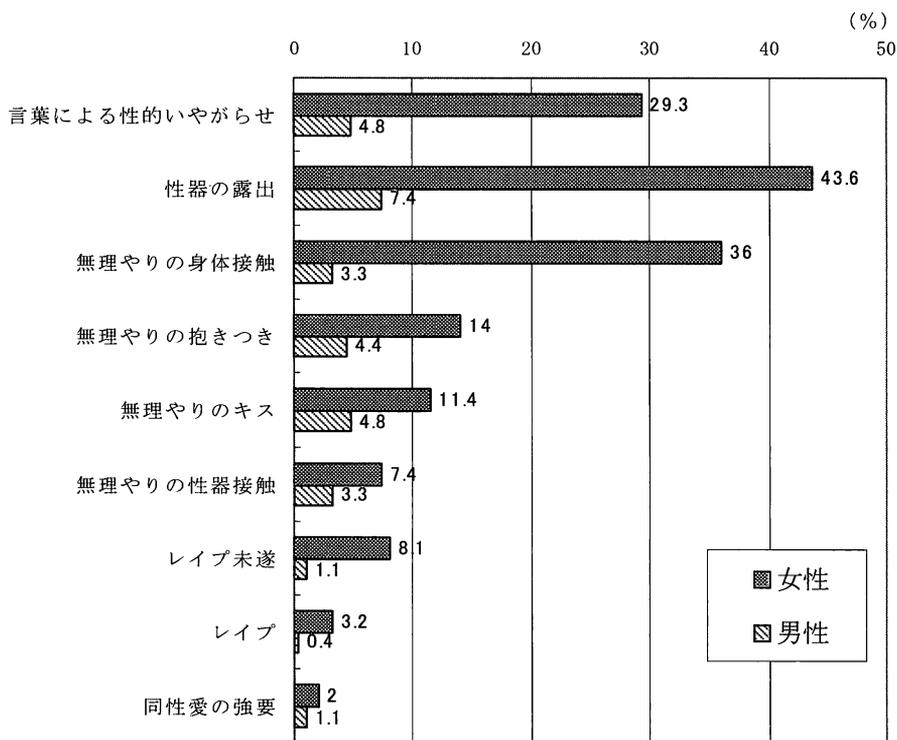


図1 性被害経験の種類（複数回答）

Ⅲ 自由記入欄の内容

1. 調査への期待

調査への期待や励ましが数多く寄せられた。これらは同時に、性被害問題への関心の高さをうかがわせるものでもあった。その内容は一般的抽象的なものから、自分に身近な問題として捉えた具体的なものまで様々である。

まず、調査への一般的な期待を記述するものは、以下のように多数みられた。

「性被害が少しでもなくなっていけるように頑張ってください。」

「(調査は)大切な事と思いますので、がんばって取り組んで下さい。」

「この調査を生かして、被害にあった方々に役立ててほしいと思います。」

「このような調査はとてもいいことだと思います。今後も続けていかれるように望みます。」

「今回の調査が、性被害者の方々の精神的な立ち直りに、大いに役立つことを期待しています。」

「性被害を受けて傷ついている人も実際いるかもしれないので、こういう調査を行うことは必要だと思います。」

「性被害というものは大変つらいことであると思うので、今後このような研究がさらにされることを期待しています。」

「とても興味深い調査でした。この調査を行うことにより、少しでも性被害で悩んでいる方々が救われれば幸いです。」

「性被害にあった人たちのために、このようなアンケートをしたりするのは、実態がつかめていいことだと思います。」

ます。」

「このような調査を通して、見えない事実を知ることができると思うので、この調査は大切だと思います。」

他方で、調査に参加することで性被害についての自覚や認識が深まったなどとして、調査の意義に一層詳しく触れるものとして、以下のような記述がみられた。

「私は性被害の経験はありませんが、女性からしてみると重要な問題だと思います!! 性被害にあわれた方は大変大きなショックがあるはず。彼女たちの心の安定と、今後このような問題が軽減していくことができるような研究を期待します。がんばってください。」

「私は何の被害も受けることなく今の生活を普通に思い楽しんでいますが、性的な被害者のみなさんが少しでも社会に復帰し、楽しくすごせるようがんばってください。」

「私の身近に性被害にあった人がいて（むりやり性交された）、その人に相談された時、とても悲しく、くやしく、つらくとてもイヤな気持ちでした。本人の立場を考えるととても胸が苦しいです。このようなことで苦しんでいる人を助けてあげてほしいです。がんばってください。」

「私はこのような性被害の経験はないけれど、性被害の問題というのはなかなか表に出てこないものでその実情がはっきりしていないので、被害を受けた人のためにも、そして全ての女性の問題でもあるのでとても良い調査だと思いました。」

「性被害の実態を知るためにとてもいいデータになると思う。私も性被害については興味があるので、データができれば是非みたい。大学で閲覧できるような措置をとってほしい。」

「女性の性についての被害は明るみに出ていないだけで、見えない部分ではかなりあると思う。こういった被害をどの様に解決していくかなどいろいろ考えなければならぬと感じた。」

「このアンケートは、A大の学生全員にやってもらいたいものです。なぜなら、質問に答えていくことで性被害にあったときの状況を考えるきっかけとなるし、被害にあった人にどのように援助したらよいかを、知ることができたから。」

「この今回のアンケートによって、ああ、これは性的被害の対象なのだなと思うことがあった。というのは、あまり深く認識していないということであり、物事を軽視しているのだなと反省した。」

以上の調査への期待を示す記述で特徴的なことは、これらの記述の多くが性被害を受けていない人によって書かれていたという点である。つまり、性被害経験のない人は、性被害調査の意義を積極的好意的に捉える傾向が強くみられた。これは、被害経験やその記憶がないだけに、問題を楽観的に捉えることができることと関係しているようである。

これに対して、性被害を経験した人の場合には、後述するように、調査を必ずしも積極的に評価するのではなく、調査に参加することにより、忘れていた性被害経験を思い出した苦痛などに目を向け、調査をマイナスに評価する傾向がみられた。

2. 調査の心理的効果

調査に参加することで、間接的に心の安らぎを得た人や自分を冷静かつ客観的に評価する機会を得た人、さらには調査の結果を積極的に活用したいと思う人が数多くみられた。これは、精神的心理的健康の度合を測定するテスト（GHQ-30、IES-R、Rosenbergの自尊心尺度）やライフイベント・心配事・悩み事を尋ねる質問が含まれていたことと関係しているようである。たとえば、GHQ-30はつぎのような質問で構成されている。

「この1ヶ月間のからだや心の状態についておたずねします。次の質問を読んで、最もよくあてはまる数字に○をつけて下さい。すべての質問にお答え下さい（以前のことでなく、最近1ヶ月間の状態についておたずねするものです）。1.何かするときいつもより集中して、①できた②いつもとかわらなかった③いつもよりできなかった④まったくできなかった 2.心配事があって、よく眠れないようなことは、①まったくなかった②あまりなかった③あった④たびたびあった（以下略）」

これらのテストや質問に回答する中で、自分の内に秘めていたものをさらけ出したり、自分を客観視できたりして、ある種のカタルシスを体験できたものと思われる。

以下では、それらの記述を紹介する。

「自分を客観的に考えることが出来てよかったと思う。」

「これから就職活動があるので、胸の内が書いて、少し楽になった。」

「私は、自分自身のことは考えないから、性格もわかりよかったです。」

「不安がある今、関係のないアンケートをするだけでも気持ちが落ち付く。自分を見直せる？」

「最近、ストレスを感じるがありました。このアンケートで少し落ちついた意見で考えることができました。」

「どうせなら、昨年の11月頃から今年の3月頃までにこのようなアンケートや悩みのアンケートがあればと思った。今は単位をとれるかどうかくらいしか悩みはない。あの頃は友だちだった人との関係について悩んでいた。」

「日頃、自分が考えている事はその場かぎりで終わってしまうが、改めて考えるととても自分にストレスを抱えていることに気づかされました。もう少しリラックスできるものを自分自身に与えなければいけないと反省しました。」

「性被害などにはぜんぜん遭ったことがないが、自分のいま悩んでいるのにすこしだけ目をむけられたと、このアンケートで少し思った。」

「この今回の調査結果を知りたい。あと、自分のこと、特に性格などについて、結構悩んでいる部分があるので、この調査から判断してわかる自分の性格とか、いいアドバイスがあればうれしいです。この調査を参考にして、いい方向に使えればいいと思う。」

「今回の調査はとても画期的であると思います。私たちは性的なもの全てを恥ずかしいものとしてかくそうとし、又、言いたくても言い出せずに苦しんでいる人は数多くいると思います。このような機会に少しでも自分の外に秘めていた考えを出すことができたことは、とてもよかったと思う。」

3. 調査に対する消極的評価

以上にみてきた記述は、おおむね調査を積極的好意的に評価する内容であるが、反対に、調査の意義を疑問視したり否定したりする記述も、少数ながらみられた。そこでは、性被害経験は他人から理解されることがなく、性被害経験者に対する救済の途は閉ざされているといった不信感や無力感、さらには調査を通して性被害経験が興味本位に扱われることへの不快感などが、ときには非常に激しい口調で語られていた。そして、それらの記述は、ほとんどが性被害経験のある人からのものであった。

「性被害のつらさは、本人にしか分からない。」

「これで何がわかるの？ これでは何が変わるの？」

「こんなのやっても性的被害にあった人のために、何も役にたたない。」

「アンケートをするからといってすべてがおおやけになるわけではなく、見えない部分もまだ数多くあると思う。」

「こんな事をきいてどんな事になるというのか？ こういうのは、その被害者自身しかわからないのに!! あなたに分かるというのか!!」

「別に思いだしたくないプライバシーの事をいちいち思い出させないでほしい。自分のしゅみで調査しているか

もしれないがこちら側としてはバカにされているように感じる。男には関係のないことかもしれないがこんなことを調べていったいなんになるのか!! 頭にくる。なんのかいけつにもならないから放っておいてほしい。」

4. 調査の侵襲性

調査に参加することで性被害経験の記憶がよみがえり苦しめられるという、調査の侵襲性を指摘する記述が数多くみられた。

「忘れかけていたのを思い出して、少し動揺している。」
 「すっかり忘れていたことを、思い出してしまった。ちょっと複雑な気持ちです。」
 「思い出したくなかったことをまた思い出すことになったので、正直つらかった。」
 「こういうアンケートをうけたあとは、自分が被害にあったのを思いだしてしまう。」
 「このようなアンケートでも、思い出してしまうので、あまり、アンケートをいようには、思わない。」
 「このアンケートをしたことによって、いろんなことがあったことを思い出して、あまりいい気分ではなかった。」
 「小学生の時にあったことを今まで思い出したことがなかったけど、アンケートをやって思い出したから嫌だった。」
 「すっかり忘れていたことを、思い出してしまった。ちょっと複雑な気持ちです。でも、こういった調査には協力したいです。」
 「いやな過去を思い出してしまったが、以前と比べるとなんとも思っていない自分に気付きおどろいている。私は相手の人の事を『性的病者』とわりきったため気持ちがふっきれるのがはよかった。」

以上のような調査の侵襲性は先行調査⁽³⁾でも指摘されており、十分に予想されたことであった。そこで、この点を考慮して、すでに触れたとおり、性被害について専門家（医師）に相談したい人のために、連絡先を明記したメモを質問紙に挿入するなどの措置を講じたが、この情報がどのように活用されたかは、今後の検討課題である。

5. 調査方法に対するコメント

調査の方法や質問項目に対しては、以下のようにいくつかの疑問が寄せられた。これらの貴重な指摘を今後に生かしたいと考える。

まず、調査の実施方法については、プライバシー保護への懸念を指摘したり、今回とは異なる仕方での実施方法を提案する記述がみられた。

「このような質問は授業外でやるべき。」
 「こんな重要なアンケートを、教室のように人がたくさんいる場所で書かせるのはおかしい。プライバシーが守られないと思う。」
 「大人数で1度と同じ場所でアンケートをとると、このアンケートの場合周りが気になって被害にあった人は回答する事が難しいのでは?と感じた。」
 「性被害にあった女性に対するアンケート調査は、もっと時間をかけて行うべきだと思う。実態を知る為には必要だと思うけど、メンタルケアと合わせて行ったほうがいいのではないかなと思う。」

以上の意見を参考にしながら、プライバシーの保護に留意しつつ、今後、留置法などの集合調査によらない方法を工夫すべきかもしれない。ちなみに、性暴力被害少年対策研究会が実施した調査⁽⁴⁾では、集合調査を基本としながらも、希望者に返信用封筒を渡して後日郵送により回収するという方法を採用

しており、参考になる。ただ、この場合には、本人が記入したかどうかを判別できない、回収率が低くなる、などの問題が生じる。いずれにせよ、集合調査による場合でも、被調査者同士の間隔を十分に確保するなどの配慮が必要となろう。

ところで、今回は量的データの収集に主眼が置かれたため、最後のコメントにあるような、個別的に各人の相談に対応することは想定外であった。その代わりに、個人面接に応じてもらえる人やメンタルクリニックを受診したい人のために、専門家（医師）の連絡先を明記したメモを質問紙に挿入したことはすでに触れたところである。これにより、各人の希望に合ったアフターケアを意図したのであるが、どの程度の効果があったかは、今後の検討を待たなければならない。

さらに詳しく調査方法の問題点を指摘するものとして、つぎのようなものがある。

「性被害などは女性にとって、とても大きな傷を残します。この傷をいやせるよう、がんばってください。それから、簡単に、性被害をうけたと言えるわけではないので、この質問はちょっと、と思った。質問がしつこくて思いたくはないのも思いたさげるのでは？ もっとやさし問いかけをお願いします。記入をためらう所が何かありました。」

「このような問題は、より一層の解明が必要と思います。しかし、かなりプライベートで、デリケートな部分でもあり、関係者の心情を（特に被害者の）察して、研究を続けて頂きたいと思います。」

これらの記述は、性被害調査を実施するうえで、とくに注意しなければならない事柄を上手に表現していて、大変参考になる。質問の仕方には、細心の注意を払ったつもりではあったが、さらに工夫を重ねる必要を感じる。

つぎに、質問項目についても、いくつかの疑問が寄せられた。

今回、電話による性的いやがらせを訴える人が少なからずいた。その人たちの多くは、これを「言葉による性的いやがらせ」として回答していたが、中にはつぎのように記入する人もいた。

「今回の項目にはないようなことがあった。そのことが一番恐かった。（手紙・電話）などの性的いやがらせ。」

たしかに、電話や手紙などを手段とする性的いやがらせは、目にみえない離れた相手からのものとして、特別に扱う必要があるようにも思われる。今後、調査項目を検討する際に参考にしたい。なお、ストーカー規制法では、電話による性被害を規制している。また、電話による性的いやがらせは、場合によって傷害罪に該当するケースも予想される。

言葉による性的いやがらせに関連しては、さらにつぎのような被害の訴えがあった。

「『言葉』と書いたが、ただの“いやがらせ”ではなく、本気で『結婚したい』とか、『君が（体が）好みだ』ということ、ほのめかされた。別に、その時私（当時16）は、先生（当時34）には全く恋愛感情はなかったし、またそんな関係でも全く無かった。そういう風な種類のものもあることを、解って欲しかった。」

今回の調査では、「言葉による性的いやがらせ」の事例として、「『ペチャパイ』『ポイン』などとからかわれたり、性的な話題を強要されたりしたこと」と質問紙に例示していた。上記のケースは、この例示よりも一層深刻な（言葉による）性被害であると言えよう。今後は、こうした実態が正しく反映さ

れるような質問紙の工夫を試みたい。

さらに、加害者に対する調査を提案する内容や知人が性被害で苦しんでいることを訴える内容など、性被害調査の追加項目として、あるいは別種の調査として、実施を検討したいと思わせるような記述もみられた。

「被害者だけではなく加害者への質問もやったほうが良いと思う。」

「性被害を受けた方のアンケートが多い様ですが、加害者の方はしないのですか？」

「今回の調査では、この調査を受けた本人だけについての被害状況しかわからない。知人の被害について知っていることも調査していいのではないかと。私はある人の事を助けたいが、他の人に相談なんてできない。くやしい。このような無記名で語れる場で、そういうことを言いたい。また、被害を『受けた人』だけではなく、『与えた人』についても調査したらどうだろうか。罪の意識を感じてくれるかもしれない。」

以上に紹介した（潜在的）加害者への調査を提案する内容は、示唆に富んでいる。事実、アメリカなどでは、第2次世界大戦後まもなく、被害調査に先んじて（被害調査は1960年代から）、暗数や刑事システム外の犯罪行為を推定する目的で自己報告犯罪の調査が相当数なされ、一定の成果をあげてきた。これは、アンケートや聞き取りによって、被調査者自身の過去の犯罪行為を調査し、自己報告・自己申告させるものである。したがって、今回の調査とは別の調査として検討する意味はあるといえよう。

他方で、「見られる」被害についての質問がないことを指摘する記述もみられた。

『『見せられる』『さわられる』点についての質問はあったが、『見られる』という点についての質問が無いので変だ。私自身の経験では『見られた』事の方がショックだった事がある。』

この点について、今回の調査では、多数の女性が被害を経験していると推測された性器の露出（「性器をわざと見せられた」こと）について質問したところ、すでに紹介したとおり、4割を上回る女性が被害を経験していた。これは、今回調査した中で一番多い被害内容であった。

他方で、上の記述に出てくる窃視またはこれに類似する行為も立派な加害行為（軽犯罪法や迷惑防止条例など）であり、「見せられる」のと同様に「見られる」ことが被害であることは言うまでもない。ただ、窃視などの行為は被害者自身が気づかぬうちに行為されている場合も多いと予想され、調査しても被害実態が正しく反映されない可能性がある。暗数調査という観点からは、むしろ前述した自己報告調査の対象とするほうが適当であろう。

6. 性被害に対する認識の性差

性被害の意味内容や性被害についての、加害者と被害者の認識の違いや男女の認識差を指摘する記述が数多くみられた。

「この今回のアンケートによって、ああ、これは性的被害の対象なのだなと思うことがあった。というのは、あまり深く認識していないということであり、物事を軽視しているのだなと反省した。」

「性被害について、どれが性被害にあたるかという概念が一般的に知られていない、わからないため、被害にあり、傷つく人がいると思う。『こんなことが被害にあたるのかな。』という意識があるのではないかな。（やる人に

ネ。)あと、男の人と女の人の意識のズレ。」

「言葉で相手を傷つける場合、加害者の方は、そんな意識がないかもしれないので、自分自身も気をつけたい。」

「こういった事柄は程度の問題であり、本人がどう受けとるかにもよると思う。例えば私の場合は、幼少の頃から太っていたので、体をさわられたりするのはしょっちゅうだったし、なれっこになっていた。そういったモノまでを含めて『性被害』などとカウントするのはいかがかと思うのである。」

「性被害というと、なんかこわいってかんじがしますが、私が小中のころは、胸やおしりをさわったり、だきついたりする男の子はいっぱいいて、それがむしろはやっていました。だから、別に、その時はとても傷つくほどいやとは思わなかったの、それは性被害とはいわないのでしょうか。」

これらの記述に表れているように、性被害は多種多様であり、その内容は被害者の主観と密接に関係する。たしかに、周囲からみれば取るに足りない言動でも、本人が性被害と認識すれば、性被害となりうる。セクシャルハラスメントや一部のストーカー行為などは、その典型であろう。反対に、周囲からみれば、性被害を受けているとみられる場合でも、本人があまり気にしないケースもありうる。たとえば、上に紹介した最後の記述がその例である。このように、性被害については、主観面や個人差に注意しなければならない。

そこで、今回の調査では、たとえば「言葉による性的いやがらせ」、「無理やりのキス」、「レイプ」のように、異なる性被害を1人で経験した場合に、その中のどれが「最も傷ついた経験」であるかという質問を行い、性被害の主観面に注意を払った。このような意味で性被害についての主観面を重視した場合、いったいどういう性被害経験で本人が最も傷つくかを特定してもらうことには、大きな意義が認められるからである。

これに関連して、性被害の問題は、性被害に対する男女の認識差とも密接に連動する。今回の調査でも明らかになったとおり、性被害経験者の多くは女性であり、被害率も、女性が801人中569人(71.0%)であるのに対して、男性は271人中65人(24.0%)と、女性の被害率が男性に比較して有意に高かった。そして、この結果を反映したかのように、男性の性被害に対する認識には、誤解や偏見が少なからずみられた。

「男性に対しては、この質問は、あまり意味がないものだと思う。男性の性的被害は、20才前後の男性にはないのでは？ 加害者こそあれど、被害者というのではないのでしょうか。」

「性被害にあうのは、大方女性である。男性である僕は、逆にする方(したことはない)になってしまう。男性の気持ちは十分理解できるが、女性の心理はほとんど分からない。そのためこの問題が無くなるということは、この先もないと思う。」

「自分は男だからこんな話はあまりよくわからないけど、女性の場合はよくあることだと思う。女性自身もこういうことをされそうになっても、はっきりことわったりすることができる人になればいいと思う。またこういうことをされても自分の中だけで考えこまないで家族や知人に話をする必要があると思う。」

上の記述には、男性が性被害を経験しないかのような表現もみられるが、今回の調査にも示されたとおり、そうではない。ただ、女性の被害率は高く、その分、女性が性被害を身近にそして深刻に感じるのは事実であろう。

他方で、最後の記述には「本当にいやなら最後まで抵抗するはずだ」というコメントがみられるが、実際には、脅迫、暴行、あるいはアルコールの影響などで被害者が抵抗できない状態になっていること

はよく知られている。ほとんどの被害者は、抵抗したら殺す、あるいはけがをさせる、などと脅され、やむなく服従しているのである。さらに、多くのケースでは加害者による暴力が使われ、暴力的でないケースでは被害者が幼少などで暴力を必要としない場合などである。

さらに、「家族や知人に話をする必要があると思う」とのやはり最後の記述に対しては、周囲に自分の性被害を話したり相談したりできないことも、性被害者の大きな苦しみである点に注意しなければならない。後でも触れるように、性被害を表ざたにするのは、たとえ身近な人であっても非常に勇気が必要でありつらい事柄である。それを裏づけるように、今回の調査でも、性被害経験のある人で警察へ通報したのは、延べでわずかに33人であった。また、性被害経験のある人で「誰かに援助してもらったり支えてもらったり」した人は427人、しなかった人は907人となり、援助を受けなかった人が受けた人よりも2倍以上多かった。

このように、性被害に関しては様々な無理解や偏見が存在するが、その典型として「強姦神話」がある。これは、レイプが「見知らぬ人」によって暗い夜道で犯されるというものである。しかし、実際にはレイプはその大半が顔見知りにより公然と犯されている。つぎに紹介するデート・レイプはその典型である。

「私のA大の友人にデート・レイプの被害にあった人がいます。デート・レイプはお互いに知り合いという安心感から、女性が無防備になっているケースが多いと思います。男性はその手を利用して、私の友人を傷つけました。絶対に許せません!!」

今回の調査では、「レイプ未遂」の加害者は「友人・知人」が44.1%、「恋人」が30.9%、さらに「レイプ」の加害者は「恋人」が65.4%と、いずれも「顔見知り」が高い割合を示した。さらに、レイプでは「見知らぬ人」からの被害が皆無であった。こうしたレイプ被害者と加害者との関係は、多くの先行研究⁽⁵⁾でも強調されている。すなわち、レイプは面識のある加害者からくり返し実行されることが多いと指摘されているのである。性被害問題を考える場合、この点はとくに強調しておかなければならない。

男性が性被害に対して誤解や偏見を持ちやすいことは、すでに検討したところである。他方で、女性の性被害に対する認識は、とくに女性の立場を意識したものとなり、加害者に対する重罰の要求にも連なる厳しいものである。

「私（女性）にとってレイプや性的被害を受けることは、肉体的にもそうですが、精神的な深い傷をおうと思います。自分の性欲を満たす為だけに犯し、人の人生を狂わせてしまうのは、とても許し難いものです。法的に裁かれると短くて3ヶ月とかなんて、とても信じられません!! 被害にあった女性は一生、心の傷を持ちつづけるのに…。私はレイプした人間は、死刑にしてもよいと思います。」

「性被害は殺人に匹敵する犯罪だと思います。被害にあった人の為に、この研究を是非とも成功させ、傷ついた人達を助けてあげて下さい。」

「女を性欲解消としか見ていない男は嫌い。レイプした男の人は、極刑でもよいと考えます。」

「性被害をうけた人は長い時間、ストレスをかんじて生活しなければならない。そうゆう点からも、もっと重い刑罰を与えてもよいと思う。」

「性的行為を無理に押しつけるのは許せなく、女性を全くの無力だとバカにしているのと同じだと思う。高校の時、友達が通学中のバスの中で何回も（被害に）あったのをきいて、非常に許せない気持ちでいっぱいだった。被害にあったショックで立ち直れない女性はたくさんいると思う。そういうことをする男性は女性の気持ちを分

かっていないため、するのだと思う。人の気持ちを考えきれない人間は最低です。」

「女性にとって性被害は肉体的にも精神的にも大きなダメージを与えている。それなのに多くの女性達はなんの解決・補償も受けられない（告白できないでいるから）状態にいる。私は幸せ者といっているのか、そういった被害にはあっていない。でも女友達から最近被害の話を聞いた時、男性に対して嫌悪な気持ちになった。みなさんがどのような調査をめざしているのかわかりませんが、少しでも被害者達が受けたダメージをいやしてください。そして、もう2度とそのような悪質な行為がおこりませんように。」

これらの記述の多くは、性犯罪に対する刑事罰の軽さを指摘しつつ、これに厳罰を求めるものとなっている。性被害に対する女性の厳しい視点がよく表現されているといえよう。

刑法を含む性犯罪に対する法的対応の問題点については、他にも様々な意見が寄せられた。次章では、それらを検討する。

7. 性被害対策

性被害に対する法律、司法、保健、医療、その他の公的専門的対応の不備を指摘し、その整備を求める記述も多くみられた。

「罪を犯した人間を厳しくもっと厳しく処罰すべき。極刑もバンバン行うようにし、子供のころにしっかり教育を大事にする。教育が一番大事。」

「大変きょうみのあるアンケートです。今の法律では、性犯罪者に対する刑がとてもやさしく、取り調べや裁判中による2次的被害の為、女性の泣き寝入りがとても多い。日本でこの研究の結果が今後の性犯罪に対するみなおしの大きな資料として使われることを願います。がんばって下さい。」

「私は、深刻な性被害は全くないのですが、たくさん性被害を受けた女性がいます。そのような女性の方々の心を少しでもケアできるような機関を活発化させ、法的処置を厳しく行うような女性を守る法律を確立して欲しい。」

「テレビや新聞等のマスコミで性的被害に関する情報は知っている。実際に被害にあった方々の為にも公的な機関や医療機関がしっかりとした対策を立てていくことがとても重要なことだと思う。」

これらの記述にみられるように、わが国の性被害対策には、この方面の先進国⁽⁶⁾と比べて、様々な不備や立遅れが指摘され、その改善策も提案されてきた。そして、ここに示されている期待は、徐々にではあるが、実現しつつある⁽⁷⁾。そのいくつかを紹介すると、警察レベルでは、性犯罪被害相談窓口、女性相談交番、鉄道警察隊、女性相談所などの設置、女性の警察官や性犯罪捜査指導官の活動などが挙げられる。法律レベルでは、犯罪被害者保護法、児童虐待禁止法、ストーカー規制法などの立法や刑事訴訟法の改正が行われた。とりわけ改正刑法では、性犯罪の告訴期間の撤廃やビデオ・リンク方式の採用など性犯罪被害者の権利保護が図られている。市民団体や行政のレベルでは、全国被害者支援ネットワーク、多数の犯罪被害者支援センターや連絡協議会が整備または設置されている。

ところで、警察による、あるいは警察を窓口にしての性被害対策については、性被害の通報率の低さが問題になる。すでに触れたとおり、今回の調査でも同様の知見を得ており、ほとんどの性被害が通報されていなかった。レイプ被害ですら、1件の通報もなされていなかった。この警察への通報率が低い理由を推測させる記述として、以下の指摘は興味深い。

「この調査で、被害をうけた人がいたとして、警察に届け出ないとしたら、どうするのかな、と思った。私だったら犯人は絶対につかまえてほしいけど、そのことを細かく聞かれるのとかはイヤだなと思った。」

「ケイサツ等には性被害を受けた時には協力してほしいが、あまり信用できない（ケイサツ官の対応の仕方が悪い面があるため）。」

「性的ひがいにあって本当に傷ついたら誰にもその事を言いたくないと思う。」

「(加害者が) 知り合いだったので信じてもらえないとも思った。言った後の心配もあった。」

一般に被害の経験は同種被害の通報率を高めると言われているが、性被害に関しては、同種の経験を何度重ねようとも（すでに指摘したように複数の性被害経験のある人が多くいた）、通報には必ずしも結びつかないようである。その背景としては、2次被害への懸念や警察への不信などが主なものとして考えられる。

なお、最後の記述は、知人から蒙った性被害を通報できない理由を率直に語っている。そこからは、通報しても和姦として取り合ってもらえなかったり、(知人である) 加害者からの「報復」を恐れたり、あるいは油断した自分を責めたりと、被害者の微妙で複雑な心情がうかがわれる。

他方で、警察の対応には限界のあることを認識し、むしろ心理的ケアの重要性を説く記述として、つぎのものがある。

「私の場合、具体的に胸をさわられたとか性行為をされたとかいうのはないので、そこまでショックなわけではないが、性器をわざと見せてくるような人の心理はどうなっているのかとか知りたいと思う。その行為にたいしてだけなら警察が対処できるが心理面はその専門家でないに対応できないので、むずかしい所だと感じた。」

たしかに、今回の調査では、性被害に求められる援助として、図2のとおり、心理の専門家によるカウンセリングを求める声が、性被害経験の有無に関わりなく非常に多くみられた。このことは、性被害経験が身体よりも心の傷と直結することを端的に示しているといえよう。なお、本稿では触れなかったが、今回の調査によれば、性被害経験者の多くに強いストレス性反応やPTSDの徴候が示されたことから、専門家による心のケア対策は今後ますます必要になってくると考えられる。

ところで、性被害に対するサポートは、必ずしも公的なものばかりとはかぎらない。ましてやおおやけにされることに抵抗のある性被害については、ともすれば自分だけで悩みを抱え込んでしまう場合も少なくない。そういう中であって、以下の記述のように、友人・知人の存在は身近な相談相手として貴重である。

「私は、正直いって、性被害にあった。今は、忘れたけど、1年前(当時)ひどくショックで、死にたいと思った。だけど勇気を出して親友に話したら、親身になって一緒に泣いたり、悩んだり、本当に私のことを心から支えて、助けてくれた。友達がいたから、私は立ち直る事ができた。勇気を出して相談するのが一番いいと思う。」

今回の調査でも、性被害経験のある人が受けた援助は、表4のとおり、家族や友人などからのサポートが非常に多かった。また、図2のとおり、求められる援助でも、性被害経験の有無に関係なく身近な人からのサポートに大きな期待が寄せられた。

以上に触れた性被害経験者へのサポートの問題については、別稿⁽⁸⁾で詳しく取り上げているので、そちらに譲らせていただきたい。

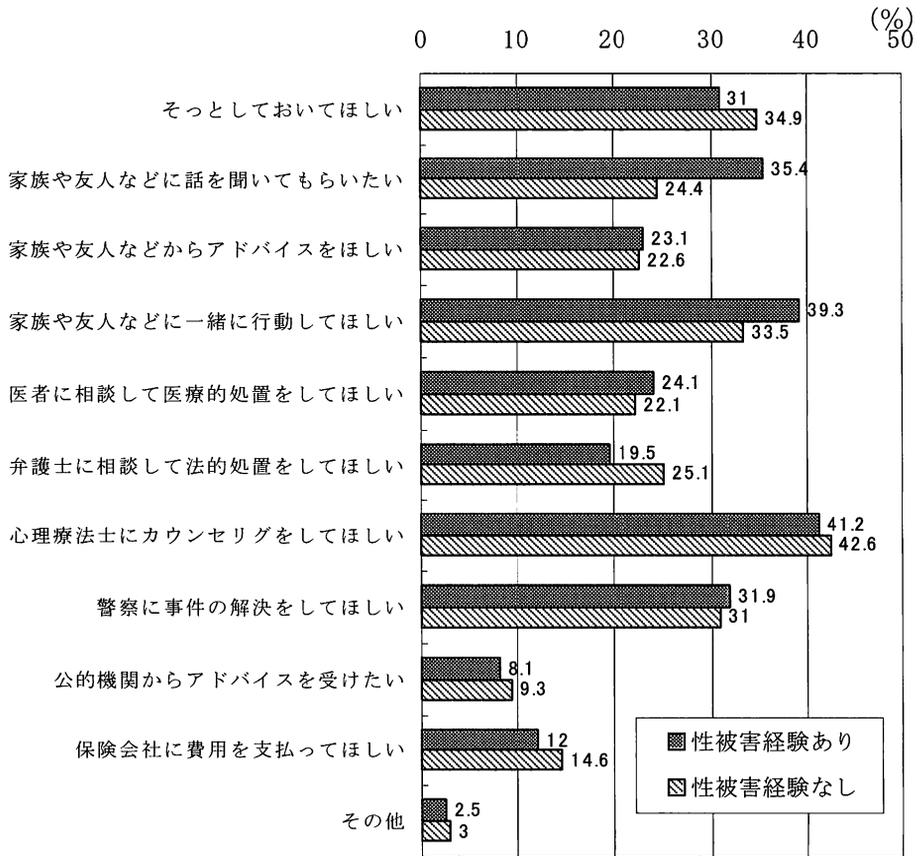


図2 求められる援助（複数回答）

表4 受けた援助（複数回答）

内 容	人数
そっとしておいてもらった	29
家族や友人などに話を聞いてもらったり、なぐさめてもらった	289
家族や友人などにアドバイスをもらった	100
その他	43

IV おわりに

今回、性被害調査の自由記入欄に寄せられた内容をつぶさに検討することで、多くの貴重な知見を得ることができた。以下では、それらを簡潔に整理して本稿のむすびとしたい。

まず、調査への参加が性被害に対する理解を深める契機になったことは幸いであった。しかし他方で、忘れていた性被害経験を呼び覚まされ、不快や苦痛を感じた人が少なからずいたことは遺憾であり、今後に課題を残すものである。この消極的効果は性被害調査では不可避であるとしても、事前に予想されるものである以上は、その影響を最小限にとどめるような細心の配慮やケアが前もってなされなければならない。具体的には、質問紙の冒頭で、調査の趣旨や倫理的配慮（調査結果を個人につながるような形では公表しないことや研究目的以外に使用しないことなど）についてはもちろん、途中で苦痛を感じたときはいつでも質問紙への応答を中止できる旨を記載することや、質問紙とは別刷にして、性被害について専門家に相談したい人のための案内や情報を準備することなどが必要である。また、とりわけ性被害経験のある人の中には、調査の意義を疑問視したり否定したりする強い拒否反応がみられることにも注意しなければならない。この点に関しては、被害者の心情を配慮した質問の仕方などの工夫が求められる。

性被害調査では、プライバシーにも十分注意しなければならない。今回のような集合調査では、被調査者間でのプライバシー保護が問題になるため、被調査者の場所的間隔をあけるなどの措置を講じる必要があるだろう。

さらに、以上の調査の実施に関連した事項以外にも、自由記入欄の検討を通して重要な知見が得られた。性被害に対する男女の認識差も、そのひとつである。女性では性犯罪への厳しい視点が示されたのに対して、男性では現実とかけ離れた「強姦神話」が信じられており、性被害実態の正しい理解を阻む形となっていた。今後は、こうした女性の視点からの性被害対策が早急に求められるとともに、男性の性被害に関する誤解や偏見を取り去るための方策も積極的に推進されなければならない。

今後、性被害問題の解決を目指して、こうした調査を地道に継続することが重要であろう。

付 記

本研究は平成11年度公益信託宇流麻学術研究助成基金からの助成を得て行われた。

文 献

- (1) 今回の調査については、すでに一部の結果を公表しているので、あわせて参照していただきたい。
小西吉呂・名嘉幸一・和氣則江・石津宏「大学生の性被害に関する調査報告—警察への通報および求められる援助の分析を中心に—」こころの健康15巻2号（2000年）62頁以下
- (2) 日本における性被害の実態を調査した近時の主要な研究としては、以下を参照していただきたい。
小西聖子「日本の大学生における性被害の調査」日本＝性研究会議会報8巻2号（1996年）28頁以下、性暴力被害少年対策研究会『児童期の性被害とその影響に関する研究報告書（財団法人社会安全研究財団助成研究事業報告書）』（性暴力被害少年対策研究会、1998年）、笹川真紀子・小西聖子・安藤久美子・佐藤志穂子・高橋美和・石井トク・佐藤親次「日本の成人女性における性的被害調査」犯罪学雑誌64巻6号（1998年）202頁以下、性暴力被害少年対策研究会『少年の性暴力被害の実態とその影響に関する研究報告書（財団法人社会安全研究財団助成研究事業報告書）』（性暴力被害少年

対策研究会、1999年）、西日本新聞社会部「犯罪被害者」取材班『犯罪被害者の人権を考える』（西日本新聞社、1999年）、中嶋一成・宮城由江『心への侵入 性的虐待と性暴力の告発から』（本の時遊社、1999年）

- (3) 性暴力被害少年対策研究会『少年の性暴力被害の実態とその影響に関する研究報告書（財団法人社会安全研究財団助成研究事業報告書）』（性暴力被害少年対策研究会、1999年）27頁以下
- (4) 性暴力被害少年対策研究会『児童期の性被害とその影響に関する研究報告書（財団法人社会安全研究財団助成研究事業報告書）』（性暴力被害少年対策研究会、1998年）
- (5) Soothill, k. : The Changing Face of Rape? British Journal of Criminology 31 : 383-392, 1991, Koss, M.P., Dinero, T.E., Seibel, C.A., Cox, S.L.: Stranger and acquaintance rape : are there differences in the victim's experiences? Psychology of Women Quarterly 12(1) : 1-24, 1988、竹下小夜子『性と生 ジェンダーのはざまから』（沖縄タイムス社、1998年）173頁以下、笹川真紀子ほか・前掲注(2) 論文 208頁
- (6) 諸外国（とくに米英）における近時の性被害者対策については、以下の文献を参照していただきたい。警察政策研究センター『英国における性犯罪被害者対策』（警察政策研究センター、1997年）、法務省法務総合研究所『諸外国における犯罪被害者施策に関する研究（法務総合研究所研究部報告9）』（法務省法務総合研究所、2000年）、法務省法務総合研究所『捜査・公判段階における被害者等の保護支援—イギリス及びアメリカの施策—（法務総合研究所研究部資料45）』（法務省法務総合研究所、1999年）、新恵里『犯罪被害者支援 —アメリカ最前線の支援システム—』（径書房、2000年）なお、外国については、以下のサイトおよびそこに掲載されている資料を参照していただきたい。これらの資料は、インターネットを通して容易に閲覧可能である。

<http://www.ojp.usdoj.gov/ovc/>

<http://www.adelaide.net.au/~victimsa/>

<http://www.victimsupportscsco.demon.co.uk/>

- (7) 犯罪（性犯罪を含む）被害者対策を概観した文献は多数にのぼるが、近時のものとしては以下を参照していただきたい。諸澤英道『新版被害者学入門』（成文堂、1998年）、同『被害者支援を創る（岩波ブックレットNo.489）』（岩波書店、1999年）、板倉宏『「人権」を問う—被害者の「人権」はどうする!!—』（音羽出版、1999）、フェミニストセラピー研究会『Working with women 性暴力被害者支援のためのガイドブック』（フェミニストセラピー研究会、1999年）、性暴力を許さない女の会『サバイバーズ・ハンドブック：性暴力被害回復への手がかり』（新水社、1999年）、警察庁性犯罪捜査研究会『性犯罪被害者対応ハンドブック—性犯罪被害の発生・届出 そのためのために—』（立花書房、1999年）、河原理子『犯罪被害者—いま人権を考える—（平凡社新書No.021）』（平凡社、1999年）、法務省法務総合研究所「犯罪被害者と刑事司法（『平成11年版犯罪白書』所載237頁以下）」（法務省法務総合研究所、1999年）被害者対策研究会『警察の犯罪被害者対策』（立花書房、2000年）、宮澤浩一・國松孝次監修、大谷實・山上皓編集代表、瀬川晃編『犯罪被害者支援の基礎（講座被害者支援,1）』（東京法令出版、2000年）、宮澤浩一・國松孝次監修、大谷實・山上皓編集代表、椎橋隆幸編『犯罪被害者対策の現状（講座被害者支援,2）』（東京法令出版、2000年）、宮澤浩一・國松孝次監修、大谷實・山上皓編集代表『犯罪被害者支援と弁護士（講座被害者支援,3）』（東京法令出版、2000年）、宮澤浩一・國松孝次監修、大谷實・山上皓編集代表『犯罪被害者に対する

民間支援（講座被害者支援,5）』（東京法令出版、2000年）、宮澤浩一先生古稀祝賀論文集編集委員会『犯罪被害者論の新動向（宮澤浩一先生古稀祝賀論文集第1巻）』（成文堂、2000年）

(8) 小西吉呂ほか・前掲注（1）論文